



平成 30 年 10 月 30 日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 野城 一宏

指導係 折原 省吾

電話 028-633-2795 FAX 028-637-5998

報道関係者 各位

働きやすい職場づくりセミナー ～働き方改革関連法及びハラスメント防止対策～を開催します

働き方改革関連法（以下「関連法」といいます。）が本年 6 月 29 日に可決成立し、来年 4 月 1 日より順次施行されます。

栃木労働局では、事業主・人事労務担当者等を対象に、関連法の内容及び職場におけるハラスメント防止対策について理解を深めていただくため、標記セミナーを開催いたします。

働きやすい職場づくりセミナー概要

1 日時・場所

【県北】平成 30 年 11 月 22 日（木）14:00 ～16:00
那須野が原ハーモニーホール 小ホール（定員 390 人）

【県南】平成 30 年 11 月 28 日（水）13:30 ～15:30
佐野市文化会館 小ホール（定員 300 名）

【県央】平成 30 年 12 月 13 日（木）10:00 ～12:00
宇都宮市文化会館 小ホール（定員 500 名）

2 内 容

- ・労働時間法制の見直しについて
- ・雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について
- ・派遣事業主に御留意いただきたい事項について
- ・職場におけるハラスメント防止対策について

●セミナー当日の取材をよろしくお願いいたします。

厚生労働省では、ハラスメント防止について、事業主等に対する効果的な周知を図るため、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」を実施しております。栃木労働局では、標記セミナー等の開催のほか、平成 30 年 10 月 1 日（月）～12 月 28 日（金）まで「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、相談に対応しております。

（参考資料）

参考 1 働きやすい職場づくりセミナーのご案内

参考 2 「働き方」が変わります！！

参考 3 働き方改革を推進するための関係法律の施行日及び概要

参考 4 ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

働きやすい職場づくりセミナー

～働き方改革関連法及びハラスメント防止対策～

参加無料
予約制

来年4月1日から順次施行される「働き方改革関連法」の内容や職場におけるハラスメント防止対策等について理解を深めていただくことを目的にセミナーを開催いたします。



詳細はこちらから

【内容】

- 労働時間法制の見直しについて
- 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について
- 派遣事業主にご留意いただきたい事項について
- 職場におけるハラスメント防止対策について

県北会場

- 平成30年11月22日（木）14：00～16：00
- 那須野が原ハートモ二ホール 小ホール 定員390人

県南会場

- 平成30年11月28日（水）13：30～15：30
- 佐野市文化会館 小ホール 定員300人

県央会場

- 平成30年12月13日（木）10：00～12：00
- 宇都宮市文化会館 小ホール 定員500人

* 申込み方法、申込み期限、会場案内は裏面をご覧ください。

* 各会場とも定員になり次第、申込みを締め切ります。

お問合せ先 栃木労働局雇用環境・均等室 TEL 028(633)2795

会場案内

県北会場	県南会場	県央会場
11/22（木）14:00～16:00	11/28（水）13:30～15:30	12/13（木）10:00～12:00
那須野が原ハートモ二ホール 大田原市本町1-2703-6	佐野市文化会館 佐野市浅沼町508-5	宇都宮市文化会館 宇都宮市明保野町7-66
申込み期限 11/12（月）	申込み期限 11/19（月）	申込み期限 12/3（月）

*各会場とも定員になり次第、申込みを締め切ります。

申込み方法

「参加申込書」にご記入の上、①②いずれかの方法で「栃木労働局雇用環境・均等室」宛お送りください。

① FAX 028-637-5998

② 郵送 〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 栃木労働局雇用環境・均等室宛

働きやすい職場づくりセミナー参加申込書

FAX : 028-637-5998 ※送信票不要

参加を希望される会場に○印を記入してください。

	11/22（木）県北会場	11/28（水）県南会場	12/13（木）県央会場
参加希望日			
（フリガナ）			
企業名			
所在地	〒 (電話)		
部署・役職			
お名前	①	②	

※ お申し込みは1事業所2名様までとさせていただきます。

※ 受付の連絡はいたしませんので、当日会場へ直接お越しください。参加いただけない場合のみご連絡いたします。

※ ご記入いただいた情報につきましては、厳密に管理し、出席の確認以外には使用いたしません。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

くわしくは栃木労働局HPへ
アクセスしてください⇒



Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均**80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。
⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を
厚生労働省HPにアップしました。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上のある年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。
⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



栃木労働局



相談窓口のご案内

参考 2

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

名称	所在地	TEL
労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー 時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。	宇都宮労働基準監督署	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎別館 028-633-4251
	足利労働基準監督署	〒326-0807 足利市大正町864 0284-41-1188
	栃木労働基準監督署	〒328-0042 栃木市沼和田町20-24 0282-24-7766
	鹿沼労働基準監督署	〒322-0063 鹿沼市戸張町2365-5 0289-64-3215
	大田原労働基準監督署	〒324-0041 大田原市本町2-2828-19 0287-22-2279
	日光労働基準監督署	〒321-1261 日光市今市305-1 0288-22-0273
栃木労働局 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	真岡労働基準監督署	〒321-4305 真岡市荒町5203 0285-82-4443
	栃木労働局	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795 【派遣労働者関係】 需給調整事業室 TEL：028-610-3556

■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

栃木県働き方改革 推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 〒320-0075 宇都宮市宝木本町1140-200 TEL：028-601-9001 FAX：028-601-2755 http://www.tochigi-hatarakikata.com/
栃木産業保健総合 支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 〒320-0811 宇都宮市大通り1丁目4-24MSCビル4階 TEL：028-643-0685 FAX：028-643-0695 http://www.tochigis.johas.go.jp/
栃木県 よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜1-5-40とちぎ産業創造プラザ TEL：028-670-2618 FAX：028-670-2611 http://www.tochigi-iin.or.jp/index/1/10/1.html
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：栃木県商工会 http://www.shokokai-tochigi.or.jp/ （栃木県商工会連合会HP） ▶検索ワード：栃木県商工会議所 http://www.ftcci.or.jp/ （栃木県商工会議所連合会HP） ▶検索ワード：栃木県中央会 http://www.tck.or.jp/ （栃木県中小企業団体中央会HP）
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：栃木労働局ハローワーク https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html
とちぎ医療勤務環境 改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1 TEL：028-622-2655 FAX：028-624-5988 http://www.tochigi-med.or.jp/medical/working-environment/

働き方改革を推進するための関係法律の施行日及び概要

栃木労働局雇用環境・均等室

※「働き方改革関連法」については、栃木労働局HPへアクセスしてください



内 容	法 律	概 要	施行日(日にちはすべて4月1日)					
			2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
時間外労働の上限規制	労働基準法	・36協定締結の上、1か月45時間、年360時間を原則。臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間以内、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)以内	大企業					
年次有給休暇の確実な取得		・使用者は、10日以上有給休暇が付与されている全ての労働者に対し、毎年5日、時差を指定の上取得させる	中小企業					
フレックスタイム制の拡大		・フレックスタイム制の「清算期間」を1か月から3か月に延長	全ての企業規模					
高度プロフェッショナル制度の新設		・自立的な働き方を希望する方々が高い収入を確保しながら、メリハリのある働き方をできるよう、本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢を提供 ・健康確保措置を講じるとともに、対象者を限定	全ての企業規模					
勤務間インターバル(努力義務)	労働時間等設定改善法	・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間を確保	全ての企業規模					
労働時間の把握義務	労働安全衛生法	・すべての人の労働時間の状況を、客観的な方法その他適切な方法により把握	全ての企業規模					
産業医・産業保健機能の強化		・事業者から産業医への情報提供を充実・強化 ・産業医の活動と衛生委員会との関係を強化	全ての企業規模					
同一労働同一賃金の実現	労働契約法 パートタイム労働法 労働者派遣法	・同一企業内の正規と非正規との間の不合理な待遇差を解消するための規定の整備(「均衡待遇規定」「均等待遇規定」をパート・有期・派遣で統一) ・労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 ・行政による助言指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規定をパート・有期・派遣で統一	大企業 中小企業 派遣事業					
中小企業の割増賃金率引き上げ	労働基準法	・月60時間超の時間外労働の割増賃金率を50%に引き上げ	中小企業					
時間外労働の上限規制(適用猶予の事業・業務)		・自動車運転業務、建設事業、医師等の業務について、施行5年後に上限規制を適用	※該当事業・業務で、全ての企業規模					

栃木労働局主催「働き方改革関連法」関係セミナー

(平成30年10月から12月の予定)

雇用管理改善セミナー

働き方改革関連法の内容、及び働き方改革に関する助成金等についてのセミナーです。

無 料

働きやすい職場づくりセミナー

働き方改革関連法の内容、及び職場におけるハラスメント防止対策等についてのセミナーです。

日時 平成30年10月26日(金)
13:30~16:00
会場 カシマウエディングリゾート(大田原市)

県北会場

日時 平成30年11月22日(木)
14:00~16:00
会場 那須野が原ハーモニーホール

日時 平成30年10月9日(火)
14:00~16:30
会場 宇都宮市文化会館第1会議室

県央会場

日時 平成30年12月13日(木)
10:00~12:00
会場 宇都宮市文化会館小ホール

日時 平成30年10月29日(月)
13:30~16:00
会場 サンプラザ(栃木市)

県南会場

日時 平成30年11月28日(水)
13:30~15:30
会場 佐野市文化会館小ホール

【お問い合わせ先】
栃木労働局職業安定部職業対策課
☎028(610)3557

【お問い合わせ先】
栃木労働局雇用環境・均等室
☎028(633)2795

栃木労働局では、雇用環境・均等室に ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：平成30年10月1日（月）～平成30年12月28日（金）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の
相談窓口相談したら
「それくらいのことは我
慣しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」と何
度も言われ、精神的に非常に苦
痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗
に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等
に関するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休
業・介護休業等に関するハラスメ
ントの防止措置は、会社としてな
にをする必要があるだろう。
パワハラも対策に含めた方がよい
のだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食
事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、
身体への不必要な接触など、意に反する性
的な言動が行われ、拒否したことによる不利益
を受けたり、職場の環境が不快なものとな
ることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地
位や人間関係などの職場内での優位性を
背景に、業務の適正な範囲を超えて、精
神的・身体的苦痛を与えられたり、職場
環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が
行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といっ
た行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上
司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

- ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。
- ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？
- ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、
均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください！

栃木労働局があなたのお力になります！

参考 4

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパワハラハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

栃木労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

※時間をかけて、丁寧に相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 028-633-2795

住 所 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎



最寄りの総合労働相談コーナー（各労働基準監督署内）でも相談に応じています。
(https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kobetsu_roudou_funsou.html)